

# 総務常任委員会

平成26年5月26日午前9時から第1会議室で開かれた。

## 1. 出席委員

◎小林 誠	○辻 善次	吉野 俊明
伴 吉晴	小野 隆雄	木澤 正男
中西 議長		

## 2. 欠席委員

吉野 俊明	嶋田 善行
-------	-------

## 3. 理事者出席者

町 長	小城 利重	副 町 長	池田 善紀
教 育 長	清水 建也	総 務 部 長	乾 善亮
総 務 課 長	黒崎 益範	同 参 事	谷口 智子
同 課 長 補 佐	仲村 佳真	企画財政課長	西巻 昭男
同 課 長 補 佐	福居 哲也	同 課 長 補 佐	峯川 敏明
税 務 課 長	加藤 恵三	同 課 長 補 佐	木村 隆幸
会 計 管 理 者	西川 肇	監 査 委 員 書 記	山崎 篤
教 委 総 務 課 長	安藤 晴康	生涯学習課長	真弓 啓
同 課 長 補 佐	東浦 寿也	同 課 長 補 佐	平田 政彦

## 4. 会議の書記

議会事務局長	寺田 良信	同 係 長	大塚 美季
--------	-------	-------	-------

## 5. 審査事項

別紙の通り

開会 ( 午前9時00分 )

署名委員 辻委員、伴委員

委員長

おはようございます。

ただいまより、総務常任委員会を開会いたします。

なお、嶋田委員、吉野委員から欠席の通告を受けております。

それでは、会議に先立ちまして、最初の委員会ですので、当委員会所管の総務部、教育委員会について、異動のあった係長以上の職員等及び新規採用職員の紹介をお願いしたいと思います。まず、総務の乾総務部長、お願いします。

総務部長

( 職員紹介 )

委員長

清水教育長。

教育長

( 職員紹介 )

委員長

西川会計管理者。

会計管理  
者

( 職員紹介 )

委員長

ありがとうございました。

委員会に出席される職員以外の方は、退席していただいて結構です。

どうもお疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

( 午前 9時 4分 休憩 )

( 午前 9時 4分 再開 )

委員長

それでは、再開いたします。

本日の会議を開きます。

初めに、町長の挨拶をお受けいたします。 小城町長。

町 長 ( 町長挨拶 )

委員長 最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。署名委員に、辻委員、伴委員のお2人を指名いたします。お2人にはよろしくお願いをいたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりであります。

初めに、1. 継続審査、(1) 斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてを議題といたします。理事者の報告を求めます。 真弓生涯学習課長。

生涯学習 課長 それでは、1. 継続審査、(1) 斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてご報告いたします。

初めに、文化財事業についてでございます。

当町と官学連携協定を締結しております奈良大学のご協力により3月より実施しておりました斑鳩大塚古墳の範囲確認調査につきましては、4月2日に無事終了いたしました。今回の発掘調査成果といたしましては、墳丘の周濠と思われる溝跡を初めて確認できたことや埴輪が出土したことなど、斑鳩地域の古墳の成り立ちを考えていく上で貴重な成果を得ることができました。これらの調査成果を公開するため、3月30日に開催を予定しておりました現地説明会につきましては、残念ながら雨天のため、やむなく中止とさせていただきます。なお、これらの出土品につきましては、整理の後、斑鳩町文化財活用センターにて展示してまいりたいと考えております。

次に、史跡藤ノ木古墳春季石室特別公開についてでございます。

5月4日、5日の2日間にわたり開催いたしましたところ、合わせて2,188人のご見学をいただきました。なお、今回の石室公開におきましても、当町と官学連携協定を結んでおります奈良県立法隆寺国際高校の生徒と奈良大学の学生には、受付や石室内の解説補助など、特別公

開の運営に携わっていただきました。

続きまして、斑鳩町文化財活用センターの運営についてでございます。

展示関係につきましては、5月29日から6月24日までを会期としました春季企画展「中宮寺跡－聖徳太子建立の尼寺－」の開催に向けて、現在準備を進めているところでございます。今回の展示会では、中宮寺跡及びそれ以外の遺跡から出土しました中宮寺に関連する瓦資料などの借用を行い、出土瓦やその他の歴史資料から、中宮寺が建立された飛鳥時代から現在の境内地へ移転した江戸時代初めごろまでの歴史を紹介する内容となっております。また、展示会の関連行事といたしまして、6月8日に歴史講演会を、6月15日には中宮寺跡の現地見学会の開催を予定しているほか、中宮寺にもご協力いただきまして、期間中、割引参拝券をご提供いただくことになっております。

続きまして、史跡中宮寺跡の整備についてでございます。

お手元に配付いたしております資料1、史跡中宮寺跡整備工事年度別工事予定（実施設計ベース）をご覧くださいませでしょうか。

中宮寺跡の整備につきましては、平成25年度から平成29年度までの5か年で整備する計画でございます。まず、左側の表は、各年度におきます実施設計ベースの工事等の内容と、その事業費を整理しております。単位は百万円でございます。

そして、右側の図は、年次別に色分けをしております。縁取りについては盛土などの土工工事を、そして、塗りについてはその他の工事というふうに表しております。なお、ベンチなどの細かい部分等については、着色を省略している場合がございますので、大きな整備の動きということで本図をご覧くださいませようお願い申し上げます。

では、まず平成25年度実績につきましては、当委員会において既にご報告させていただいているところでありますが、西側入口付近の盛土工事を実施いたしまして、実績額は300万円となっております。右側の図では、西側入口付近に、少しわかりにくいですが紫色の縁取りをしている部分、この部分でございます。

次に、平成26年度予算につきましては、引き続き盛土工事を行いますとともに、雨水排水工事や調整池の整備工事等を行う予定でございます。

す。予算額は5,500万円となっております。右側の図では、青色の縁取りが盛土工事、青色の塗りが調整池等の整備をあらわしております。

次に、平成27年度につきましては、引き続き盛土工事を行いますとともに、塔や金堂の基壇及び寺域東限施設等の遺構の整備工事や園路などの広場整備工事を行い、8,000万円の事業費を見込んでおります。右側の図では、茶色の縁取りが盛土工事、そして茶色の塗りが基壇等の整備をあらわしております。

次に、平成28年度につきましては、便所やあずまや、ベンチなどの便益休養施設工事、境界柵や転落防止柵などの安全管理施設工事、また、電気設備工事や給水施設、植栽工事などを行い、8,000万円の事業費を見込んでおります。右側の図では、赤色の塗りがあずまや等の整備となっております。

次に、平成29年度につきましては、案内板や説明板、塔心礎のレプリカなど学習施設の設置工事、園路や広場の防塵舗装や車止め、緑地広場の植栽工事を行い、1億200万円の事業費を見込んでおります。右側の図では、黄緑色の塗りが植栽工事等の整備となっております。

これら現段階の見込額は、合計で3億2,000万円となっております。なお、本見込は、平成25年度に作成いたしました実施設計時点のもので、今後の補助採択の状況や物価等の状況により変動することがございますので、あらかじめご了承くださいようお願い申し上げます。

次に、斑鳩町文化財活用センター運営委員会についてでございます。

春季企画展開催期間中の6月20日開催で各委員のスケジュール調整を行っているところでございます。平成25年度の事業報告を行いますとともに、今年度実施予定の事業につきましてご指導を賜わってまいりたいと考えております。

以上、斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてのご報告でございます。どうぞよろしくようお願い申し上げます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、意見等があればお受けをいたします。  
木澤委員。

木澤委員　　まず、藤ノ木古墳のほうですけども、たくさん人来ていただいでいて、盛況でいいなと、すごい頑張っていたいでいるなというふうに思うんですけども、町長のお話の中で、もう1日1,300人が限界やということでしたけども、1日目のほうが多かったということですけども、入れない人がいたとか、そういう状況ではないんですかね。

生涯学習課長　　入れないという状況はございませんでした。1日目、1,300あまり来られましたけども、整理券は発行せずでなんとか回せたという状況でございました。

木澤委員　　今後またふえていってほしいし、そういうことが予測されるかなと思いますけども、今、2日間で開催していただいでいますけども、これまた人数ふえてきたら3日とかそういうふうにするものなのかどうか、その辺のところはどういうふうに思っておられますか。

委員長　　小城町長。

町長　　以前から申しますように、密封ですから、開けると3日ほどすると湿気がふえてまいりますので、2日が限界ということで2日間ということで、このゴールデンウィークとかあるいは秋の文化財の関係等については日程を、国も4日ほど休みですけども、土曜、日曜にするか日曜、月曜にするかという判断、そういうものがやっぱり。今年のゴールデンウィークは特に4日間の休みですけども、前回にも集中しましたからですね、そこらのこととか考えていかなかったらいけないと思いますし、皆さん方遠方からあるいはまた全国から津々浦々来られますから、そういう配慮というのか、おもてなしの気持ちを持ってですね、やっぱり接していくことが一番大事だなど思っております。

木澤委員　　なかなか3日開けるっていうのが大変やという状況で、それでもきちっと整理もしていただいでて、来ていただいた方にきちっと見ていただ

けるという態勢もとっていただきながら、人数としてもね、ふえていってもらふことには斑鳩町としてはありがたいことですので、引き続きまたよろしくをお願いします。

それと、中宮寺跡の整備工事の計画ですね。前回の委員会で要望させてもらって、こういう形を出していただきまして、ありがとうございました。こういう計画で進んでいくんだなというのはよくわかりまして、ちょっと1点だけ気になったんですけども、図面のところ、色塗っていない部分はということやというふうに説明していただいていたかね。このBゾーンのところで白くなっているところは、広場の位置づけになっていたと思うんですけども。

委員長 真弓生涯学習課長。

生涯学習課長 このBゾーン、基壇から西側の付近ですけれども、この付近は、基本的に現況のままというのが整備方針になっております。Bゾーンの中のものなかでも一部塗っているところがございますけれども、ここも現在の田んぼ等の、農地の形状を生かしながら、花等を植えていくという意味での塗りまして、本来は基本的にはBゾーン全体は現況のままというふうに、ということでございます。

木澤委員 ちょっとまあ、ここの部分が全部がどうだったかっていうのはちょっとわからないんですけども、一定広場的なものとしても活用していただけるような整備の方法をもととの計画の段階では説明してくれてはったと思うんですけども、そうすると、その部分のスペースというのは、どんなふうになってくるのでしょうかね。

委員長 清水教育長。

教育長 この図面で申しますと、Dゾーンの部分でございます。これは多目的広場という形で、ここについては、いろいろな催し等できるような配慮はしていくということで、ほかの部分については、今、課長が申しあげ

ましたように、特にBゾーンについてはこういう田畑の形で残っているという、そういうもう、保存のずうっとした経緯であるということも残していかなあかんという整備検討委員会のご意見もございまして、これも残すということでございます。

木澤委員　　そうしたらまあ、もともとイメージどおりっていうことになるかどうかかわからないんですけど、一応Dゾーンが多目的広場という位置づけになっているということで理解しておきたいと思います。

委員長　　ほかに何かございませんか。　小野委員。

小野委員　　先ほど同僚委員から藤ノ木の公開について。私は町長の挨拶の中で、ことしの実績を踏まえて1日、時間を限定したら1,300人が限界だなと、そのように感じられたのかなと私は理解していたんですが。同僚委員も言っているように、今後またふえてきたときには3日できるかということも聞いたら、やっぱり3日は無理だと。そうしたら、その、お客さんというんですか、来訪者は制限できませんのでね、時間延長はあり得ると理解してもよろしいですかね。

委員長　　小城町長。

町　長　　5時ていいますものの、1,300人、それでも5時まわっても来られますから、当然やっぱり30分か1時間は時間延長して、やっぱりお客さんがなくなると、完全になくなったという段階でやめるというのが一番いいと思います。

委員長　　ほかに何かございませんか。　伴委員。

伴委員　　ちょっとお聞きします。藤ノ木古墳のこの公開で、ぎょうさん来ていただいた、これええことや思いますねんけどね、これが文化財センターとの関係で、どれぐらい文化財センターに立ち寄ってくれてはるか、お

おまかですけど、どれぐらいつかんでいるか、ちょっと教えてください。

委員長 真弓生涯学習課長。

生涯学習課長 5月4日で言いますと、藤ノ木古墳を訪れた方が1,342名、それから文化財センターを訪れた方が517名です。5月5日につきましては、藤ノ木古墳が846名、文化財センターが346名です。ざっと計算いたしますと、約4割の方が来られている、立ち寄っていただいているという、計算上はそういう形になります。

伴委員 今、4割の方が立ち寄ってくれてはると。これ、やはりちゃんとPRって言いますか、あれはちゃんとしてくれはっての上での数字でんな。ちょっとそれだけもう一遍確認しておきます。

生涯学習課長 お越しいただいた方には、文化財センターというものがありますよというPRはさせていただいております、その割に4割というお話はあるかわからないんですが、お声のほうは皆さんにかけさせていただいております。

伴委員 それはそれで、ほかの行きたい場所も、ほかにもうそれぞれの方があるかもわかりませんので、それはそういう数字になってくるのかなと。ちょっとこれ、史跡中宮寺跡のこれですねんけど、基本的なこと、ちょっとお聞きしたいですけど、これ、25年の実績から29年の見込みまでこういう形で表でいただいておりますねんけど、これはやっぱりこれだけの年数をかけていくというのは町財政、それとも国もほうのやっぱりそういうような形で整備していきなさいというのが元にあってこうなったわけですか。まあ言うたらこれだけの期間をかけてやっていかなあかん理由ちゅうのは。すみません、ちょっと最初に戻りますねんけど、ちょっとその辺、もう一度確認させてください。

生涯学習 この整備に当たりまして、国のほうとも当然、国県とも協議はしてお

課長 ります。その中での5か年の整備計画ということであげておりますけれども、実際のところ、実際の補助の状況というのなかなか変動的でございますまして、今年度につきましても、まだちょっと正式な通知は来ておりませんが、若干補助対象がしぼむという話も既に耳には入っておりますので、そういったことで、5か年といいますのはあくまで実施設計ベースのということでお考えいただきたいと思います。計画としましては、今の段階では5か年でやっていきたいということでございます。

伴委員 今の話聞くと、まあ言えば、もっとかかるかもわからんというような感じで、もうこれ、それならずうっと工事が続いていくと。その辺で、もし延びるようなことがあったときの弊害とか、その辺はないんですかな。

委員長 清水教育長。

教育長 29年度以降に工事が持ち込んだ場合の弊害といいますか、もちろんですね、その間ずっと閉鎖した状態でございますので、一般の方々が見ていただく期間が遅くなるといったこともございますけども、今申しあげるのは、万一そうなる可能性もあるというふうに申しあげたんですけども、町としても国と十分協議しながらできる限りこの間で完成をしていきたいなという、考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

委員長 ほかに何か質疑、ご意見等ございませんか。

( な し )

委員長 それでは、これをもって質疑を終結いたします。  
継続審査については報告を受け、一定の審査を行ったということで終わります。

次に、2番目の各課報告事項についてを議題といたします。(1)平成25年度町税不納欠損処分について、理事者の報告を求めます。

加藤税務課長。

税務課長

それでは、各課報告事項（１）平成２５年度町税不納欠損処分についてご報告をさせていただきます。資料２をご覧くださいませでしょうか。

平成２６年３月３１日付けで、地方税法の規定に基づき、不納欠損処分をさせていただいたものは、この資料の１枚目の平成２５年度町税の不納欠損事由別内訳書の表の一番下になりますけれども、その一番下の税目別合計の計の欄になります。合計金額で８，８０１，５０２円、実人数では６６人の不納欠損処分を行っております。

事由別の内訳では、初めに、地方税法第１５条の７第４項でございます。こちらは表の下に付記させていただいておりますとおり、滞納処分の停止が３年間継続し、納付、納入義務が消滅するものでございます。この事由により不納欠損処分を行ったものは、個人町民税で１３人、１，９７２，３２９円、固定資産税及び都市計画税で６人、固定資産税が１，０７４，６０１円、都市計画税が１１７，４９２円、軽自動車税で８人、８８，６００円、合計で実人数が２５人、税額で３，２５３，０２２円でございます。

次に、地方税法第１５条の７第５項でございます。こちらは、滞納処分する財産がなく、滞納処分の執行を停止した場合において、徴収金を徴収できないことが明らかである場合、直ちに納入義務を消滅させるものでございます。この事由により不納欠損処分を行ったものは、個人町民税で１０人、５０１，５５７円、固定資産税及び都市計画税で５人、固定資産税が３，５９８，４３０円、都市計画税が３９３，９７０円、軽自動車税で１人、４，０００円、合計で実人数が１６人、税額で４，４９７，９５７円でございます。

次に、地方税法第１８条第１項でございます。こちらは消滅時効に係るもので、時効による徴収権が消滅するものでございます。この事由により不納欠損処分を行ったものは、個人町民税で１４人、８２９，１２３円、固定資産税及び都市計画税で３人、固定資産税が１４９，２７９円、都市計画税が１６，３２１円、軽自動車税で９人、５５，８００円、合計で実人数が２５人、税額で１，０５０，５２３円の不納欠損処分を

行っております。

資料の裏面をお開きいただけますでしょうか。こちらの表は、平成25年度不納欠損の内容につきまして、各税目について、年度別に件数・税額の内訳をあらわしたもので、表の一番下の行では、実人数を記載をさせていただきます。

個人町民税では、件数で55件、実人数では37人、税額では、3,303,009円、固定資産税及び都市計画税では、件数で38件、実人数では14人、税額では、固定資産税が4,822,310円、都市計画税が527,783円、軽自動車税では、件数で31件、実人数では18人、税額では、148,400円、合計で124件、実人数で66人となっております。

次のページをお願いできますでしょうか。こちらの表は、不納欠損の実績につきまして、税目別、事由別にそれぞれの実人数と税額を平成20年度からあらわしたものでございます。不納欠損処分額につきましては、年により増減はありますものの、全体としては減少傾向となっております。平成25年度では、前年度と比較いたしまして約50万円の減少となっております。

以上が、平成25年度町税の不納欠損処分の概要でございますが、一方で、預金、債権、所有不動産などの財産調査を行い、判明した財産の差押え等、滞納整理にも取り組んでいるところでございます。平成25年度の差押えは、交付要求などの滞納処分の実施状況につきましては、件数では79件、前年度と比較いたしまして6件の減、金額では21,627,034円、前年度と比較して4,622,872円の増となっております。また、これらの滞納処分に係る換価・配当状況につきましては、前年度と比較いたしまして、件数では13件の減、46件、金額では8,637,904円増の13,853,386円となっております。

以上が、平成25年度町税等不納欠損処分についてのご報告とさせていただきます。委員の皆さまにはご理解のほどよろしくをお願いいたします。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見等があればお受けをいたします。 木澤委員。

木澤委員 こういうふうの不納欠損していただくことは、きちっと法律にものっ  
とってやっただけなので、とかくこれについて別に異議がある  
わけじゃないんですけども、不納欠損の件数も年を追って見ていくとだ  
んだん減ってきてますよという報告いただきまして、それ自体は、不納  
欠損は少ないにこしたことはないと思いますのでいいんですけども、心  
配しますのは、もともと課税の対象になっている人が、いろいろな理由  
があると思いますけども、税金を納めることができないという状況にな  
っていき、いろいろな理由はほんまにあると思うんですけども、中で、  
その人の生活状況とかものすごい心配だなというふうに思うんですけど  
も、大きく要因として、課税はされるけども税金が払えないというよう  
な状況というのは主に、担当課のほうから見て、どういう状況があるの  
でしょうかね。

税務課長 納める段に当たりまして、納税相談等をお受けさせていただいており  
ます。その中で、私どものほうでなかなか納められないという方につ  
きましては、一番多いのは、いろいろな形でローンを組まれているとい  
うのが一番多い状況でございます。あとまあ、少額でも分納誓約で何回か  
に分けてっていうのは、退職されて翌年度にそういった相談をお受けし  
ているというのが実情でございます。

木澤委員 ローンを組んでおられるっていうのは、その、将来計画の見通しがそ  
の人にとってちょっと甘いということで、ローンで一杯になってしまっ  
ているっていう状況ですかね。

税務課長 詳しい事情につきましては、限られた時間の中でご相談を受けている  
ところでございますので、一概にはそういったことは言えないかもしれ  
ませんが、いろいろなローンを組まれているということで。

木澤委員 担当課のほうも滞納相談等はきっちり応じていただいていますし、丁寧に対応していただいているというふうに思っていますけど、また4月から消費税も上がったり、あと各種保険料なんかも上がってきていますので、今後、住民さんの生活が大変な状況っていうのはふえていくと思いますので、また、引き続いてですね、町のほうとしても住民の皆さんに丁寧に対応していただきますように、よろしく願いしておきます。

委員長 ほかに何かございませんか。 伴委員。

伴委員 ちょっと私、1つお聞きしたいんですねけど、固定資産税で、まあ言えばこれ、15条の7の5項のほうでんな、滞納処分する財産がなく納入する義務を消滅させた。財産持つてはるねんけどこれを使わざるを得んという、この辺の事例をちょっと教えてください。

税務課長 この地方税法15条の7の第5項で固定資産税のほうも不納欠損させていただいておりますけれども、その内容につきましては、ご本人さん、固定資産税を所有しておられるご本人さんがお亡くなりになられまして、その方の相続人の方がその固定資産税の相続放棄されてという方でございます。

伴委員 大体それがこれに、この金額に当てはまると、ほとんどこのパターンと考えさせてもうてよろしいんですね。

税務課長 全てそのパターンになります。

委員長 ほかにございませんか。

( な し )

委員長 それでは次に、(2)の夏季一斉閉庁及び閉庁日の町民プールの無料開放について、理事者の報告を求めます。 黒崎総務課長。

総務課長

それでは、各課報告事項2番目、夏季一斉閉庁及び閉庁日の町民プールの無料開放につきましてご報告をさせていただきます。

お配りいたしております資料3によりご報告を申し上げます。

昨年度は、夏季の電力不足対策として、2日間の平日の閉庁を行いました。今年も引き続き実施することとし、職員が家族で過ごす時間を確保し、心身の疲労回復を図ることによる公務効率の向上も目的とするため、本年度は3日間としております。

実施日についてでございますが、平成26年7月22日火曜日、8月18日月曜日、19日火曜日の3日間としております。

次に、対象、閉庁する施設についてでございますが、昨年度と同様に、斑鳩町役場本庁舎、水道庁舎としております。なお、斑鳩町役場本庁舎におきましては、転入・転出届の受付や各種証明業務は行うこととしております。また、保健センター、保育園、公民館等の施設につきましては平常どおりの業務を行います。

次に、周知、住民等への周知についてでございますが、自治会内回覧、平成26年6月号町広報お知らせ版、7月、8月号町広報紙及び町ホームページに掲載するとともに、公共施設等へ閉庁のお知らせのチラシの備え付け等により周知を図ってまいります。

次に、町民プールの無料開放についてでございますが、夏季一斉閉庁の3日間について、各家庭でもエアコン等の使用を控えるなどの節電対策をしていただくため、町民プールを無料開放いたします。

以上で報告とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、意見等があればお受けをいたします。  
木澤委員。

木澤委員

ことは3日閉庁されるということですが、去年18、19とお盆明けにこういう形でやられて、この7月22日にしはったのはどういう理由なんですか。

総務課長 7月の22日につきましては、連休明けの火曜日ということで消費電力が多く見込まれるということで、この7月22日も閉庁するというところで決定をさせていただきました。

木澤委員 電力量の多いときを狙って閉庁されるという効果を狙ってはるのかなというふうに思うんですけども、去年こういうふうに閉庁されてですね、その後、住民の皆さんからどういう反応があったのかというのも一定、総務委員会等でも報告していただいているというふうに思うんですけども、それ以降今までの間、この閉庁に関することについて新たな意見等というのはあったんですかね。

総務課長 昨年の閉庁以来、住民の皆さま等からのそういったもの、クレーム等はありません。

木澤委員 やっぱりこういう閉庁するっていうときには、住民の皆さんの対応を一番に考えてやっていただくべきかなというふうに思うんです。そのことについても町のほうも十分認識はされているというふうに思うんですが、去年こういうふうに閉庁されたときに、職員の皆さんには基本的にはお休みを取っていただけの方は取っていただいていたというふうに思うんですが、それぞれ各課、職員さん出勤をされていたというふうに思うんですね。ことしについては、この閉庁に合わせた職員さんの休みと出勤の関係ですね、については、どんな態勢を考えてはるのでしょうか。

総務課長 この夏季一斉閉庁の3日間につきましては、夏休いで対応するというところでしております。

木澤委員 去年2日間だったのをことしは3日で対応するというふうに課長お答えいただいたと思うんですけども、それぞれ各課の職員さんの出勤のほうの対応ですね。だから、例えば去年やったら住民課のほうはすごい平日と変わらんぐらい人が来て、その対応に追われたという話は聞いていますけども、それぞれについてはどういうふうに考えておられますか。

委員長 乾総務部長。

総務部長 昨年、2日間ということで実施をさせていただきました。その中で、去年は初めてでしたので、住民の方がどのぐらい来られるかということで一応予測をして職員の態勢を組みました。その中で、やはり去年、若干やはり、もう少し職員が出たほうが良いという部署もございましたし、ちょっと多く出ておった部署もございますので、その辺は去年の実績を踏まえてことしもその辺を調整しながら職員の態勢を取っていきたいというように考えております。

木澤委員 去年の実績も踏まえてですね、そういうふうに対応していただけるということで、さらにことしは1日追加をして閉庁されるということで、やっぱり何年かその実績を見てどう対応が必要かなというふうになっていくと思いますので、その辺についてもまた総務部長のほうできちんと管理というんですかね、調整していただくようお願いをしておきます。

それで、先ほど課長のほうからも3日お休みというふうにお答えいただいたんですけども、これに伴って職員さんの夏季休暇の関係ですね、去年も2日にするというので職員さんの夏季休暇が2日に減ってしまうということになっていましたけども、組合のほうとはどういう話をされているのでしょうかね。

委員長 黒崎総務課長。

総務課長 今回の閉庁につきましても、職員労働組合には事前にその趣旨および実施の方法等について説明をしております。内容でございますか。

(「職員組合がどう言っているか」と呼ぶ者あり)

総務課長 組合につきましては、閉庁の趣旨についてはよく理解もして、認識もしておりますと。ただ、夏季閉庁について、3日間を夏季休暇のほうで

あてられるということについて、自由に夏季休暇を取得できないということのご意見がありましたので、それにつきましては有給休暇のほうで取得をしてくださいということで回答をしております。

(「確認したら喜んで言わなあかんわ」と呼ぶ者あり)

総務課長 日数でございますが、2日間から3日間になったということについては評価できるということでご意見もいただいております。

木澤委員 この問題につきましては去年もいろいろこちらのほうからも言わせていただいて、きちっとやっぱり組合の理解を得るよということでも申しあげてきましたので、その点はきちっと話し合いをしてもうたと。ただまあ、自由にとれない云々の関係ですね、ここにもきちっと職員が休みを確保できるように効率化を図るという目的で書いていただいておりますけども、実質職員さんの数が減ってきているからですね、やっぱりローテーションをなかなかとれないというような状況も生まれてきているというふうに思うんです。だから、これまでやったら閉庁がなくてもきちっと3日間の休みをとれていたというのが困難になってきているのかなというふうにも思いますので、その点はやっぱり人をふやすということで対応していかないとなかなか難しい面があると思いますので、その点についても今後また人をふやしてですね、職員さんがきちっと休みを取っていただけるような状況も作っていただきたいと思います。すみませんね、私ばかり言って。

町民プールの無料開放についてですけども、これまあ、その閉庁に合わせて開放していただくというところはいいことかなというふうに思うんですが、これもプールを運営していただく態勢なんかというのはどんなふうになるんでしょうかね。

委員長 真弓生涯学習課長。

生涯学習 町民プールの無料開放時の運営でございますけれども、例年この時期

課長 の利用者ですが、大体見てみますと100名程度でございましたので、まあ平日ということもございますが、その関係で現段階ではこの人数から大きく、どのくらいふえるかというところがございますけれども、通常の態勢でやっていこうと考えております。ただし、初めての試みですので、万が一ということもございますので、その場合は職員のほうで応援に入るといことで対応していこうと、今のところ計画しております。

木澤委員 緊急時の対応なんかも、発生した場合には、想定もしていただいて準備もしていただいて、こういうふうに対策に当たっていただくということについてはやってみていただいてですね、住民の皆さんからまた好評を得るようやったら評価していくべきかなというふうに思いますので、またこれについては、特に結構です。

委員長 ほかにご意見ございませんか。 伴委員。

伴委員 閉庁に関しては先ほど同僚委員がちょっとこう話あったように、ちょっと続けんことには実際のところがこう見えてこないという部分があると思いますので、続けてこうやっていただいて、それでその分析をちゃんとやっぱりやっていただくと。その後が大事やと思うんですね。やった後、それがどのような効果があったかということでもたお願いしたいんです。

町民プールですねんけどね、私、確かに土日、休みのときしか行かないんですが、駐車場ですね、結構もう満車になって置くところのうて、またバイクで乗りなおして行かなあかんぐらいの感じで。たまにちょっと本読みに行ったり、夏るとき行くんですけど、その辺の駐車場の対応だけはちょっと考えていただかなあかん、まあ確かに平日ということ。ただ、結構女性の方も今は車乗ってあれされますし、子ども乗せてきはることもあると思いますので、もし一杯になったときにどこかほかのところでも考えて。そういうことはどうなんですかな。

委員長 清水教育長。

教育長 平日よりもむしろ、おっしゃるようにですね、土日、祭日のほうが多いわけで、そのときには本当に車入れない状態もあるやに聞いておりますけども、今の段階で、やっぱりプールの中の指導員の空いている状態の者がですね、時折見に行って整理するようには指示はしておりますけども、実際足らないという、当然、これはもう今後の課題として考えて、検討していく必要はあろうかと思っておりますけども、場所的にですね、どこがええのかということもございますので、ちょっと検討課題ということでご理解賜りたいと思います。

委員長 小城町長。

町長 伴委員さんがおっしゃられるように、継続をしていくというのか、来年、再来年なんですけれども、平成27年から山の日というのが、もう衆議院、国会で可決されましたから、休日が、祝日がふえたということで、8月11日は27年度から実施されますから、そこらを考えますと休みが1日ふえたということで、また国家公務員がその夏休を3日作られているとかそういう議論が出るのかどうかわかりませんが、そこらの動向も見ていかんとわかりませんが、今現状としては、この関係でですね、進めていきたいと思っております。

委員長 ほかにご意見ございませんか。

( な し )

委員長 それでは次に、(3)斑鳩町農業委員会委員選挙について、理事者の報告を求めます。黒崎総務課長。

総務課長 それでは、(3)斑鳩町農業委員会委員選挙についてご報告を差しあげます。

平成26年7月19日任期満了に伴う斑鳩町農業委員会委員選挙につ

いてでございます。

去る5月15日木曜日開催の斑鳩町選挙管理委員会において決定いたしました斑鳩町農業委員会委員選挙の主な日程等についてご報告をさせていただきます。

まず、6月20日、金曜日午後1時30分から立候補予定者説明会を開催いたします。次に、7月1日火曜日を告示日とし、午前8時30分から午後5時まで立候補届出の受付をいたします。そして、投票日は7月6日日曜日、翌日の7月7日の月曜日に当選証書付与式という日程となっております。

なお、この選挙にかかります選挙人への周知につきましては、5月下旬から6月初旬にかけて選挙執行チラシを農家組合を通じて配布する予定であり、その中で、立候補予定者説明会や投票区・投票場所について周知を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見等があればお受けをいたします。ございませんか。

( な し )

委員長 それでは、ほかに理事者側から報告しておくことはございませんか。黒崎総務課長。

総務課長 総務課のほうから3点ばかりご報告がございます。

初めに、奈良県防災総合訓練の実施についてであります。防災関係機関等の連携体制の強化及び住民の防災意識の高揚を図ることを目的に、奈良県防災総合訓練が平成26年8月2日、土曜日午前9時から斑鳩町目安、新御幸橋付近の大和川河川敷及び斑鳩町中央体育館において実施されます。

なお、訓練の詳細につきましては現在関係機関において協議されておりますが、当該訓練の内容が決まりましたら、議員皆さま方にはご案内をさせていただきますのでよろしくお願いをいたします。

次に、エリアメール・緊急速報メールの導入についてでございますが、本町では、避難勧告などの緊急性の高い災害・避難情報を町内の携帯電話やスマートフォンなどにお届けするために、株式会社NTTドコモが提供する緊急速報エリアメール及びKDDI株式会社及びソフトバンクモバイル株式会社が提供する緊急速報メールを本年6月1日から導入をいたします。

また、この緊急速報メール・エリアメールの導入に伴い、本年8月2日に予定をされております奈良県防災総合訓練に合わせて訓練配信を実施させていただきたいと考えております。

3点目でございますが、斑鳩町消防運営委員会の開催についてでございます。斑鳩町消防運営委員会を昨年と同様に6月議会開催中の総務常任委員会の開催日であります6月13日金曜日、総務常任委員会終了に合わせ、開催をさせていただきたいと考えておりますのでよろしくお願いをいたします。

なお、開会時間及び場所につきましては、後日文書でご案内申し上げますので、議長様、総務常任委員会委員皆さま方には、総務常任委員会に引き続きお疲れのところとは存じますが、ご出席を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

総務課のほうからは、以上でございます

委員長

ほかに何かご報告しておくことはございませんか。

( な し )

委員長

それでは、以上をもちまして各課報告事項については終わります。

続いて、3番目のその他について、各委員より何か質疑、ご意見等があればお受けをいたします。 伴委員。

伴委員

ちょっとお聞きしたいですねんけどね、確かもう2年ほど前ぐらいから、斑鳩町の防災計画、ちょっとこう改正をしていくというような話があり、なかなかね、奈良県からのほうが遅れていて、なかなかその辺が

ちょっと遅れ遅れになってますねんと。非常にまあ災害もその間に、大きな災害とかこう起こったりもしていますので、その辺の、何て言いますか、どれぐらいでこの防災計画改定を考えて、今のところ考えておられるのか、ちょっとお聞きしたいんですが。

委員長 黒崎総務課長。

総務課長 奈良県防災計画のほうなんですけども、改定のほうがこの3月末ということになりまして、その計画との今、整合性を図っているところがございます。かなり多岐にわたっての改正が加えられておりまして、分量等、多ございますので、今現在進めておりますが、今後、担当常任委員会のほうにご報告を申しあげるとともに、防災会議のほうに諮らせていただいて、今年度中には改定ができるように進めていきたいというふうに考えております。

伴委員 やっぱり非常に時代とともにその辺、変わってきていると思いますねん。だからやっぱり住民の生命・安全維持ということに絡んでくるんで、できるだけ、事務量は多いと思いますけど、早く委員会のほうにまたそういうようなのを提出をしていただけるようにお願いします。

委員長 ほかにございませんか。

( な し )

委員長 それでは、ないようですので、その他についてもこれをもって終わります。

以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては、例により正副委員長にご一任いただきたいと思いますと思いますが、ご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

ありがとうございます。

それでは、閉会に当たり町長の挨拶をお受けいたします。 小城町長。

町 長

( 町長挨拶 )

委員長

これをもって、総務常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

( 午前 9時58分 閉会 )